

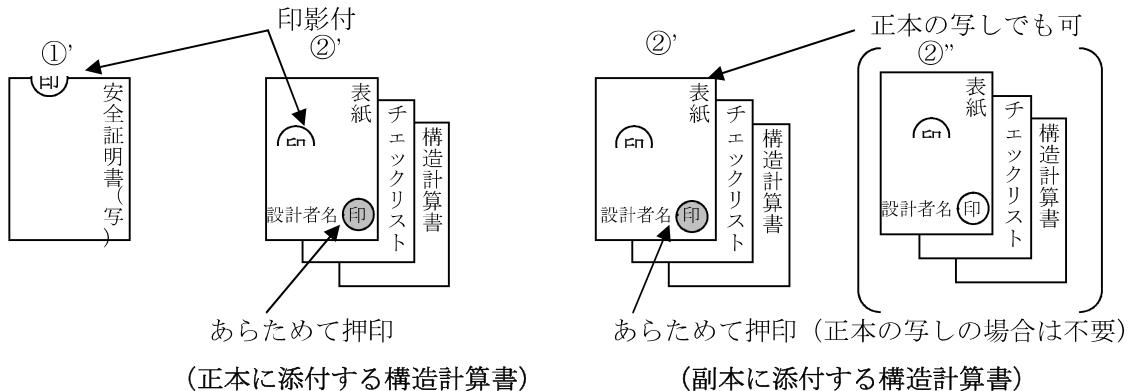
III-3 構造計算書等の添付に関する注意事項等

1 構造計算書等の添付に関する注意事項

構造計算書の構成

[作成事例]

安全証明書 1 部（原本①）+構造計算書 1 部（原本②）を作成し、確認申請ではそれぞれの写し①'及び②'を使用する。



※構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。この場合、設計者の数だけ割印が必要になります。

※建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成してください。

※構造設計一級建築士が自ら設計した場合又は法適合性確認を行った場合は、安全証明書の交付は不要です。（構造設計一級建築士の関与が必要な建築物に限る。）

【a 構造計算安全証明書の写し】

- ① 建築士法第 20 条第 2 項に規定する「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」の写し。※証明書は構造計算者が構造計算依頼主に対して発行する。
- ② 証明書の日付は構造計算を行った日付以降となる。
- ③ 証明書の表 1 段目から 7 段目に記載してある建築物の概要（所在地、延べ面積など）は、確認申請書と整合していること。
- ④ 証明書の表 8 段目の「建築物の区分」について。詳細は下記表参照。

法第 20 条	第一号	法第 6 条	第一号	60m を超える「超高層建築物」
	第二号		第二号	木造：高さ 13m 又は軒高さ 9m 超のもの 鉄骨造：階数 4 以上のもの、 高さ 13m 又は軒高さ 9m 超のもの
	第三号		第三号	RC 造：高さ 20m 超のもの
	第四号		第四号	上記以外
法第 81 条	第 1 項	時刻歴応答解析 保有水平耐力計算（いわゆるルート 3） 限界耐力計算 許容応力度等計算（いわゆるルート 2） 第 82 条各号及び第 82 条の 4 の計算（いわゆるルート 1）		
	第 2 項一号イ			
法第 81 条	第 2 項一号ロ			
	第 2 項二号イ			
	第 3 項			

- ⑤ 証明書の表 9 段目の「構造計算の種類」は下記のとおり。

法第 81 条	第 1 項	時刻歴応答解析
	第 2 項一号イ	保有水平耐力計算（いわゆるルート 3）
	第 2 項一号ロ	限界耐力計算
	第 2 項二号イ	許容応力度等計算（いわゆるルート 2）
	第 3 項	第 82 条各号及び第 82 条の 4 の計算（いわゆるルート 1）

【b 構造計算チェックリスト】

- ① プログラムによる構造計算を行う場合は、使用するプログラムのチェックリストを提出すること。